

## 第 6 号議案

### 亀岡市立病院経営審議会条例の制定について

亀岡市立病院経営審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市立病院経営審議会条例

(設置)

第 1 条 亀岡市立病院（以下「市立病院」という。）における医療の質の向上と健全な経営を図るため、亀岡市立病院経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市立病院の経営に係る重要事項に関すること。
- (2) 市立病院の経営計画の推進に係る点検及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱又は任命する。

- (1) 医療又は経営に関し、専門的知識又は経験を有する者
- (2) その他管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市立病院管理部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 亀岡市立病院経営審議会条例案要綱

- 1 亀岡市立病院の経営に関する重要事項等について審議するため、病院事業管理者の附属機関として、亀岡市立病院経営審議会を設置し、必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。